

平成14年度定期監査の結果報告書

沖縄県監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査対象年度及び実施期間	1
2 監査の実施方法及び実施方針	1
3 監査実施機関数及び実施状況	2
第2 監査結果の概要	8
(1) 財務に関する指摘事項	8
(2) 事務に関する指摘事項	9
(3) 部局別件数	10
(4) 監査所見	10
第3 各部局別の指摘事項	13
総務部	13
(1) 財務に関する事項	13
〔収入〕	13
徴収に努力を要するもの	13
個人県民税の徴収対策に努力が望まれるもの	13
県税に係る滞納処分手続きの強化を図る必要があるもの	13
県税の賦課徴収が過大となっていたもの	13
企画開発部	14
(1) 財務に関する事項	14
〔支出〕	14
期末手当が不足払いとなっていたもの	14
委託料の支払いが遅れていたもの	14
〔財産〕	14
公用車両の利活用が図られていないもの	14
文化環境部	14
(1) 財務に関する事項	14
〔支出〕	14
勤労手当が過払いとなっていたもの	14
(2) 事務に関する事項	14
赤土等監視員の監視活動について	14

福祉保健部	15
(1) 財務に関する事項	15
〔 収 入 〕	15
徴収に努力を要するもの	15
貸付金及び施設使用料の未収金の回収に努力を要するもの	15
現金収納事務が適正でないもの	15
老人福祉施設入所負担金等の債権の管理が適正でないもの	15
〔 支 出 〕	16
職員手当等が過不足払いとなっていたもの	16
(2) 事務に関する事項	16
長期間経過した未収金の事務処理について改善を求めたもの	16
病院管理局	17
(1) 財務に関する事項	17
〔 収 入 〕	17
診療報酬請求事務について改善を要するもの (各病院共通事項)	17
医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの (各病院共通事項)	17
医業未収金の管理が適正でないもの	17
財産貸付け収益の調定が行われていないもの	17
医業収益について調定が行われていないもの	17
現金の収納事務で改善を要するもの	17
〔 支 出 〕	18
職員手当等が過払いとなっていたもの	18
〔 契 約 〕	18
契約書が作成されていないもの	18
(2) 事務に関する事項	18
医療機器の整備について留意を要するもの	18
職員住宅の入居手続きが適正でないもの	18
農林水産部	19
(1) 財務に関する事項	19
〔 予 算 〕	19
予算の執行時期が適切でないもの	19
〔 収 入 〕	19

徴収に努力を要するもの	19
国庫補助金の受入れが遅れていたもの	19
〔支出〕	20
職員手当が過不足払いとなっていたもの	20
旅費が不足払いとなっていたもの	20
光熱水費が不経済な支出となっていたもの	20
〔財産〕	21
公用車両の利活用が図られていなかったもの	21
財産取得の手続きを行っていなかったもの	21
(2) 事務に関する事項	21
貸付金の貸付審査等に当たって留意を要するもの	21
予算の執行率向上に留意する必要があるもの	21
生産物払下規程の見直しが必要なもの	21
商工労働部	22
(1) 財務に関する事項	22
〔収入〕	22
徴収に努力を要するもの	22
賃貸工場施設使用料の未収金の回収に努力を要するもの	22
〔支出〕	22
補助事業の効果が不十分なもの	22
光熱水費が不経済支出となっていたもの	22
〔契約〕	23
予定価格調書の作成が必要なもの	23
(2) 事務に関する事項	23
商工会及び商工会議所の監督を強化する必要があるもの	23
土木建築部	23
(1) 財務に関する事項	23
〔予算〕	23
予算の執行時期が適切でないもの	23
〔収入〕	23
徴収に努力を要するもの	23
国庫補助金の受入れが遅れていたもの	23

施設使用料の収入未済額の回収に努力を要するもの	24
〔財 産〕	24
公有財産台帳に登載漏れとなっていたもの	24
(2) 事務に関する事項	24
市町村が行う、水路等の法定外公共物国有財産の譲与申請の促進について	24
企業局	24
(1) 財務に関する事項	24
〔財 産〕	24
財産の管理が不適切なもの	24
(2) 事務に関する事項	24
産業廃棄物の処理に当たって留意を要するもの	24
完成した施設の利用が遅れているもの	25
教育庁	25
(1) 財務に関する事項	25
〔収 入〕	25
国庫補助金の受入れが遅れていたもの	25
〔支 出〕	25
職員手当等が過払いとなっていたもの	25
(2) 事務に関する事項	26
補助金交付事務処理に留意が必要なもの	26
職員の任用手続きについて	26
教職員住宅への入居手続きについて	26
巡回相談員の業務改善を要するもの	26
学校図書館の図書の貸出について	27
警察本部	27
(1) 財務に関する事項	27
〔支 出〕	27
職員手当等が過不足払いとなっていたもの	27
(2) 事務に関する事項	27
未利用施設及び土地の利用促進について	27

第1 監査の概要

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づいて、県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査（以下、「財務に関する監査」という。）を実施し、また、同条第2項の規定に基づいて、県の事務の執行について監査（以下、「事務に関する監査」という。）を実施した。

監査の概要は次のとおりである。

1 監査対象年度及び監査実施期間

ア 監査対象年度 平成14年度

イ 監査実施期間 平成15年1月21日から平成15年10月21日まで

2 監査の実施方法及び実施方針

(1) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査対象機関に出向き、関係書類や事務、事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取することを基本として行う監査

イ 書面監査

監査対象機関に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(2) 監査の実施方針

監査を実施するに当たっては、予算の執行及び財産管理などが適正に行われているかという合規性の観点から検証するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるよう事務運営がなされているかという経済性・効率性の観点及び事務事業が所期の目的を達成しているかという有効性の観点にも十分留意して実施した。

また、財務に関する監査については、監査の重点項目を次のとおり定めて実施し、事務に関する監査については、監査対象機関が処理する行政全般の事務について実施した。

平成15年の監査の重点項目

1 収入の確保について

2 予算の計画的かつ効果的執行について

- 3 財産（公有財産、物品）の取得、管理及び処分について
- 4 工事の設計及び施工について
- 5 補助金等の経理及び効果について
- 6 公営企業の経営管理について

3 監査実施機関数及び実施状況

(1) 監査実施機関数

各部局別の監査対象機関数及び監査実施機関数は次のとおりである。

部 局 名	監 査 対 象 機 関 数	監 査 実 施 機 関 数	左 の 内 訳	
			実 地 監 査	書 面 監 査
総 務 部	22	22	22	
企 画 開 発 部	28	28	26	2
文 化 環 境 部	14	14	14	
福 祉 保 健 部	27	27	22	5
病 院 管 理 局	27	27	27	
農 林 水 産 部	42	42	34	8
商 工 労 働 部	20	20	18	2
土 木 建 築 部	31	31	30	1
出 納 事 務 局	2	2	2	
企 業 局	11	11	9	2
議 会 事 務 局	1	1	1	
教 育 庁	106	106	63	43
警 察 本 部	43	43	35	8
その他の行政委員会事務局	4	4	4	
合 計	378	378	307	71

(2) 実地監査の実施状況

実地監査の実施機関及び実施期日は、次のとおりである。

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
総務部			
本庁各課	平成15年 8月19日から 8月22日まで 9月11日	県民生活センター (" 宮古分室) (" 八重山分室)	平成15年 3月13日 " 4月24日
公文書館	" 3月 5日 " 4月11日	県立芸術大学	" 5月13日から 5月14日まで " 6月10日
自治研修所	" 3月 5日 " 4月18日	消防学校	" 3月12日 " 4月22日
平和祈念資料館 (八重山平和祈念館)	" 3月14日 " 4月11日	福祉保健部	
名護県税事務所	" 4月24日から 4月25日まで 5月 8日	本庁各課	平成15年 9月 9日から 9月12日まで 10月20日
コザ県税事務所	" 7月15日から 7月16日まで 8月14日	北部福祉保健所	" 4月22日から 4月23日まで 6月 3日
那覇県税事務所	" 7月15日から 7月16日まで 8月14日	中部福祉保健所	" 3月 6日から 3月 7日まで 4月22日
自動車税事務所	" 7月 9日から 7月10日まで 8月13日	中央保健所	" 3月18日から 3月19日まで 4月15日
東京事務所	" 2月12日から 2月13日まで 3月17日	南部福祉保健所	" 3月11日から 3月12日まで 4月24日
企画開発部		県立看護大学	" 5月13日から 5月14日まで 6月17日
本庁各課	平成15年 8月19日から 8月22日まで 9月 5日	首里厚生園	" 3月13日 " 4月 9日
海洋深層水研究所	" 2月21日	若夏学院	" 3月11日 " 4月18日
宮古支庁各課	" 6月 3日から 6月 6日まで 7月 9日	石嶺児童園	" 5月 8日 " 6月10日
八重山支庁各課	" 5月27日から 5月30日まで 7月 8日	中央児童相談所 (知的障害者更生相談所)	" 3月18日 " 4月 9日
八重山支庁土木建築課 (八重山農業用ダム管理所) (真栄里ダム管理所)	" 6月11日から 6月13日まで 7月24日	コザ児童相談所	" 5月13日 " 6月10日
文化環境部		総合精神保健福祉センター	" 3月 4日 " 4月25日
本庁各課 (計量検定所)	平成15年 8月26日から 8月29日まで 9月10日	中央食肉衛生検査所	" 7月 2日 " 8月 8日
		衛生環境研究所	" 3月14日 " 4月24日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
病院管理局		農業大学校	" 6月20日 " 7月22日
本庁各課	平成15年 6月26日から 6月27日まで " 7月14日	農業試験場	平成15年 4月15日から 4月16日まで " 5月14日
北部病院	" 6月18日から 6月20日まで " 7月29日	農業試験場名護支場	" 4月25日 " 5月 8日
中部病院	" 6月18日から 6月20日まで " 7月28日	農業試験場園芸支場	" 5月20日 " 6月 4日
那覇病院	" 6月25日から 6月27日まで " 7月11日	北部農林土木事務所	" 2月 5日から 2月 6日まで " 3月 7日
南部病院	" 6月25日から 6月27日まで " 7月30日	中部農林土木事務所	" 5月15日から 5月16日まで " 6月10日
宮古病院	" 6月11日から 6月13日まで " 7月10日	南部農林土木事務所	" 5月 7日から 5月 9日まで " 6月12日
八重山病院	" 6月11日から 6月13日まで " 7月25日	林業試験場	" 2月 4日 " 3月 7日
精和病院	" 6月24日から 6月25日まで " 7月11日	北部林業事務所	" 4月22日から 4月23日まで " 5月13日
農林水産部		水産試験場	" 2月13日から 2月14日まで " 3月14日
本庁各課	平成15年 8月26日から 8月29日まで " 9月10日	栽培漁業センター	" 4月24日 " 5月 9日
北部家畜保健衛生所	" 2月 6日 " 3月11日	商工労働部	
中央家畜保健衛生所	" 5月 9日 " 6月18日	本庁各課 (労政事務所)	平成15年 9月 9日から 9月12日まで " 10月21日
家畜衛生試験場	" 5月14日 " 6月17日	福岡事務所	" 2月13日 " 3月17日
乳用牛育成センター	" 4月24日 " 6月 4日	工業技術センター	" 3月 6日から 3月 7日まで " 4月 8日
畜産試験場	" 2月 4日から 2月 5日まで " 3月25日	工芸指導所	" 3月 5日 " 4月25日
ミバエ対策事業所	" 5月15日から 5月16日まで " 6月11日	自由貿易地域管理事務所	" 6月 3日 " 7月28日
北部農業改良普及センター	" 2月 7日 " 3月15日	具志川職業能力開発校	" 3月19日から 3月20日まで " 4月 8日
南部農業改良普及センター	" 3月 4日 " 4月24日	浦添職業能力開発校	" 3月19日から 3月20日まで " 4月22日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
女性就業援助センター	平成15年 7月 1日 " 8月13日	教育庁	
土木建築部		本庁各課	平成15年 9月 2日から 9月 5日まで " 10月20日
本庁各課	平成15年 9月 2日から 9月 5日まで " 10月21日	国頭教育事務所	" 4月22日から 4月23日まで " 5月13日
北部土木事務所 (古宇利大橋建設現場事務所)	" 6月17日から 6月19日まで " 7月29日	中頭教育事務所	" 4月17日から 4月18日まで " 5月14日
中部土木事務所	" 5月21日から 5月23日まで " 6月11日	那覇教育事務所	" 4月17日から 4月18日まで " 5月 9日
南部土木事務所	" 5月21日から 5月23日まで " 6月 4日	島尻教育事務所	" 4月17日から 4月18日まで " 5月16日
中城湾港建設事務所	" 4月15日から 4月16日まで " 5月16日	宮古教育事務所	" 2月25日から 2月26日まで " 3月27日
中城湾港マリタウ建設事務所	" 4月15日から 4月16日まで " 5月 9日	八重山教育事務所	" 2月25日から 2月26日まで
県ダム事務所 (倉敷ダム管理所) (金城ダム管理所)	" 3月11日から 3月12日まで " 4月15日	総合教育センター	" 2月12日 " 3月13日
下水道管理事務所 (具志川浄化センター) (宜野湾浄化センター) (那覇浄化センター) (西原浄化センター)	" 5月 7日から 5月 9日まで " 6月16日	県立図書館 (県立図書館宮古分館) (県立図書館八重山分館)	" 3月 4日 " 4月15日
下水道建設事務所	" 5月20日 " 6月11日	埋蔵文化財センター	" 1月24日 " 2月 7日
出納事務局	平成15年 7月11日	名護青年の家	" 2月 7日 " 3月12日
企業局	" 8月19日	石川少年自然の家	" 1月31日 " 2月17日
本庁各課	平成15年 7月 1日から 7月 3日まで " 8月29日	玉城少年自然の家	" 1月24日 " 2月18日
水道施設管理事務所	" 5月20日から 5月21日まで " 6月 5日	本部高等学校	" 2月 7日 " 3月25日
久志浄水管理事務所	" 4月25日 " 6月 3日	前原高等学校	" 1月23日
北谷浄水管理事務所	" 5月22日 " 6月 5日	美里高等学校	" 1月31日 " 2月12日
水質管理事務所	" 5月23日 " 6月 5日	コザ高等学校	" 1月21日 " 2月 6日
議会事務局	平成15年 7月16日 " 8月 8日	北谷高等学校	" 1月22日
		北中城高等学校	" 1月23日
		宜野湾高等学校	" 1月23日

監査実施機関	監査実施期日	監査実施機関	監査実施期日
西原高等学校	平成15年 1月24日	那覇商業高等学校	平成15年 2月18日
浦添高等学校	" 2月21日 " 3月12日	沖縄水産高等学校	" 2月21日 " 3月14日
那覇国際高等学校	" 1月21日 " 2月 7日	泊高等学校	" 1月22日 " 2月 5日
開邦高等学校	" 1月21日 " 2月13日	沖縄盲学校	" 3月18日 " 4月25日
那覇高等学校	" 1月29日 " 2月 5日	沖縄ろう学校	" 1月22日 " 2月 4日
那覇西高等学校	" 1月21日	名護養護学校	" 2月 6日
豊見城高等学校	" 1月22日	美咲養護学校	" 1月31日 " 2月 6日
豊見城南高等学校	" 1月28日	大平養護学校	" 3月20日 " 4月22日
南風原高等学校	" 1月30日	鏡が丘養護学校 (" 浦添分校)	" 5月 7日 " 6月16日
向陽高等学校	" 1月30日 " 2月18日	沖縄高等養護学校	" 1月29日 " 2月12日
知念高等学校	" 1月28日	警察本部	
糸満高等学校	" 1月30日 " 2月18日	本庁各課	平成15年 7月 8日から 7月11日まで " 8月29日
久米島高等学校	" 2月20日	那覇警察署	" 2月18日から 2月19日まで
八重山高等学校	" 2月26日 " 3月 4日	浦添警察署	" 2月19日
中部農林高等学校	" 1月28日から 1月29日まで " 2月17日	宜野湾警察署	" 2月19日
宮古農林高等学校	" 2月27日から 2月28日まで " 3月28日	嘉手納警察署	" 2月18日 " 3月14日
八重山農林高等学校	" 2月27日から 2月28日まで	宮古警察署	" 6月 4日 " 7月10日
北部工業高等学校	" 2月 4日から 2月 5日まで " 3月11日	八重山警察署	" 2月25日 " 3月 5日
美里工業高等学校	" 2月20日 " 3月14日	警察学校	" 2月12日 " 3月13日
那覇工業高等学校	" 1月23日から 1月24日まで " 2月 4日	監査委員事務局	平成15年 7月15日 " 8月 6日
南部工業高等学校	" 2月20日 " 3月26日	人事委員会事務局	平成15年 7月 8日 " 8月15日
八重山商工高等学校	" 2月27日 2月28日 " 3月 4日	地方労働委員会事務局	平成15年 7月14日 " 8月19日
		選挙管理委員会事務局	" 8月19日 " 9月 5日

(3) 書面監査実施状況

書面監査の実施機関は、次のとおりである。書面監査は、平成15年9月15日から9月30日までの間で実施した。

部 局 名	監 査 実 施 機 関
企 画 開 発 部	宮古農業改良普及センター、八重山家畜保健衛生所
福 祉 保 健 部	女性相談所、身体障害者更生相談所、身体障害者更生指導所 動物愛護センター、北部食肉衛生検査所
農 林 水 産 部	中央卸売支場、中部種畜育成センター、病害虫防除所、 中部農業改良普及センター、農業試験場宮古支場、 農業試験場八重山支場、南部林業事務所、水産試験場八重山支場
商 工 労 働 部	名古屋事務所、大阪事務所
土 木 建 築 部	下地島空港管理事務所
企 業 局	石川浄水管理事務所、西原浄水管理事務所
教 育 庁	実習船運営事務所、県立博物館、糸満青年の家、宮古少年自然の家 石垣少年自然の家、辺土名高等学校、北山高等学校、名護高等学校 宜野座高等学校、石川高等学校、与勝高等学校、読谷高等学校 嘉手納高等学校、具志川高等学校、球陽高等学校、普天間高等学校 陽明高等学校、首里高等学校、首里東高等学校、真和志高等学校 小禄高等学校、宮古高等学校、伊良部高等学校、北部農林高等学校 南部農林高等学校、中部工業高等学校、浦添工業高等学校 沖縄工業高等学校、宮古工業高等学校、名護商業高等学校 具志川商業高等学校、中部商業高等学校、浦添商業高等学校 南部商業高等学校、湘南高等学校、島尻養護学校、西崎養護学校 宮古養護学校、八重山養護学校、泡瀬養護学校、桜野養護学校 那覇養護学校、森川養護学校
警 察 本 部	豊見城警察署、糸満警察署、与那原警察署、沖縄警察署、具志川警察署 石川警察署、名護警察署、本部警察署

第2 監査結果の概要

監査の結果、各機関における予算の執行、財産の管理など財務に関する事務及び事務・事業等の執行は、おおむね適正に処理、執行されていた。しかし、一部について、なお改善・是正を要するものを指摘事項として掲記したので、これらについては、適切な措置を講じられるよう要望する。

指摘事項の概要は次のとおりである。なお、指摘事項の詳細については、第3部局別の指摘事項に記述してある。

(1) 財務に関する指摘事項

ア 予算・収入に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数
予算の執行時期が適切でないもの	2
県税に係る滞納処分の強化を図る必要があるもの	1
個人県民税の徴収対策に努力が望まれるもの	1
多額の収入未済金で引き続き徴収に努力を要するもの	13
収入未済額が増加し徴収に努力が望まれるもの	5
不納欠損処理が適切でないもの	1
県税の賦課徴収額が誤っていたもの	1
調定事務が適正でないもの	4
現金収納事務が適正でないもの	2
国庫補助金の受け入れが遅れていたもの	4
診療報酬事務に改善を要するもの	1
計	35

イ 支出、契約に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数
職員手当の支給が過不足払いとなっていたもの	18
旅費の支給が過不足払いとなっていたもの	1
委託料の支払いが遅れているもの	1
不経済支出となっていたもの	2
補助事業の効果が不十分なもの	1
契約が不適正なもの	1
予定価格調書の作成がないもの	1
計	25

ウ 財産に関するもの

指 摘 の 内 容	件 数
公用車両の利活用が図られていないもの	2
財産の取得手続きが遅れたもの	1
財産の管理に留意を要するもの	2
計	5

(2) 事務に関する指摘事項

指 摘 の 内 容	件 数
長期間経過した未収金の事務処理について改善を求めたもの	2
資金の貸付審査事務の改善を求めたもの	1
事業の計画的執行について事務改善を求めたもの	1
完成した施設の早期利用を促したもの	1
医療機器の整備について注意を促したもの	1
職員住宅の入居手続きの事務改善を求めたもの	2
学校図書館の貸出業務の事務改善を求めたもの	1
外郭団体の指導・監督の強化を求めたもの	1
市町村の指導強化について促したもの	1
未利用財産の利用促進を求めたもの	1
産業廃棄物の適正な管理について求めたもの	1
嘱託員の業務改善を求めたもの	2
規程の見直しを求めたもの	1
事務の適正化、効率化等事務改善を求めたもの	2
計	18

(3) 部局別件数

部局別の指摘件数は次のとおりである。

部 局 名	財 務 監 査 事 項							事務監査 事 項
	予算	収入	支出	契約	財産	その他	計	
総 務 部		5					5	
企画開発部			2		1		3	
文化環境部			1				1	1
福祉保健部		7	5				12	2
病院管理局		7	1	1			9	2
農林水産部	1	6	7		2		16	3
商工労働部		4	2	1			7	1
土木建築部	1	3			1		5	1
出納事務局								
企 業 局					1		1	2
議会事務局								
教 育 庁		1	3				4	5
警察本部			2				2	1
その他の行政委員会事務局								
計	2	33	23	2	5		65	18

(4) 監査所見

ア 長期間経過した収入未済金に対する事務処理について

負担金、使用料、貸付金等の収入未済金については、各部署で徴収に努力されているところである。

収入未済の内容を見ると、貸付金等私法上の債権で復帰前の債権や、納入が中断してから15年以上前の債権が多数見受けられる。

これらの債権は、債務者の生存・所在不明等で最近では徴収努力した形跡も一部収納した形跡もなく、また、消滅時効が完成しているものの、債務者の時効の援用確認を

要するため、債権の消滅ができずにただ毎年度繰越調定している状況である。

このような債権について、毎年債権管理簿の整理を行ったり、繰越調定事務を続けることは債権管理事務として非効率である。また、昨今は地方自治体の財政状態について、公営企業と同様に財務のバランスシートを作成することが推進されているところであるが、資産の適正な表示のためには決算における未収金等の債権は実質的な表示に努める必要がある。

適正な債権表示の方法として、時効の援用を要する債権については、債務者の時効の援用確認を行うほか、時効の援用確認が困難なものについては県が債権放棄を行うことであるが、関係機関が連携してこの手続きを行うよう望むものである。

イ 諸手当の過不足払いについて

相変わらず諸手当の過不足払いが多い。諸手当に関する指摘が部署を変えて毎年拳がっている。人件費の事務担当者及び各部署の管理者は、本定期監査の指摘内容について、対岸の火事と考えずその原因が何であったのか意に止め、自身の部署で同じような誤りが起こらないよう留意していただきたい。

諸手当では、特に期末手当、勤勉手当の支給誤りが多い。期末手当と勤勉手当では、手当の性格が異なる。

両手当の性格の相違から、退職者の支給要件及び退職、育児休業、私傷病休暇の除算期間の取扱いが、期末手当と勤勉手当では異なるのに、これを熟知していないことからくる誤りが多かった。

ウ 出資法人等の指導・監督の強化について

今回、商工会及び商工会議所に対する指導監督の強化を求めた。しかしながら他の団体に対しても同様に指導監督を強化していただきたい。

出資法人等に対する県の指導・監督については、当該団体の関係法で規定されている場合のほか、地方自治法第221条第3項に規定されている。また、当該団体の役員として経営に参画し監督する場合もある。

外郭団体に対する指導監督は法の趣旨を逸脱してはならず、団体の独自性も尊重し慎重に行う必要があるが、県の指導監督は全般的に消極的であるように見受けられる。

出資法人等の運営状況については、経営の健全性、設立団体の設立目的・役割が維持・確保されているか関心を持ち、出資機関としての説明責任が果たせるよう、県の権限、役割を積極的に生かすよう望むものである。

エ 産業廃棄物の取扱いについて

産業廃棄物が問題となっている昨今、今回の定期監査では、県の各部署での産業廃棄物の排出量の抑制、その処理は適正になされているか各部局共通事項として監査することとした。その結果、全体として排出量の抑制は推進されており、廃棄物の委託処理も概ね適正に行われていた。

企業局で産業廃棄物の保管が一部不適切な部分があったが、各部署での産業廃棄物の取扱いに当たっては、適正な保管管理を行うとともに、処理に当たって処理委託する場合でも、排出者の処理責任が消えるわけではないので、産業廃棄物の運搬委託、処理委託後、廃棄物が適正に処理されたか確認を怠ることがないよう留意していただきたい。

特に、特別管理産業廃棄物を排出する部署（下水道管理事務所、各研究機関、産業教育高校、病院、企業局等）は排出量が少量であっても、留意していただきたい。

第3 各部局別の指摘事項

総務部

(1) 財務に関する事項

[収入]

徴収に努力を要するもの

多額の収入未済を生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対 する割合	収入未済額対 前年度増減率
県 税	4,920,701,006円	5.3%	29.5%
		(税務課、各県税事務所、各支庁県税課)	
土地貸付料	46,414,831円	5.4%	7.7%
			(管財課)

個人県民税の徴収対策に努力が望まれるもの

個人県民税は市町村が賦課徴収するものであるが、収入未済を減少させ、収納率の向上を図る上から、市町村と連携を一層強化し、実効性のある徴収対策に取り組む必要がある。

(税務課、各県税事務所、各支庁県税課)

県税に係る滞納処分手続きの強化を図る必要があるもの

個人県民税、自動車税及び不動産取得税等の未収金についてみると、時効完成による不納欠損処理が多数見受けられる。滞納整理状況を見ると、債務者の生活・資産状態等の実態把握が不十分なまま不納欠損処理されるケースが見られるので、債務者の実態に応じた適正、適切な滞納処分手続きを進める必要がある。

(税務課、各県税事務所、各支庁県税課)

県税の賦課徴収が過大となっていたもの

不動産取得税で土地付き住宅の課税に当たって、控除の適用を誤ったため、132,500円が過大賦課徴収となっていた。なお、この事項については、指摘後は正されている。

(コザ県税事務所)

企画開発部

(1) 財務に関する事項

[支出]

期末手当が不足払いとなっていたもの

6月期の期末手当の支給に当たって、育児休業等の除算期間等を誤ったため、期末手当が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (統計課)

委託料の支払いが遅れていたもの

毎月払うべき警備委託料の4月分から12月分までを平成15年2月17日に払い相当期間支払いが遅れていた。また、清掃業務についても同様な事例があった。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (宮古支庁宮古福祉保健所)

[財産]

公用車両の利活用が図られていないもの

公用車両の年間稼働日数が少なく、その利活用が十分に図られていないものが1台あった。 (宮古支庁土木建築課)

文化環境部

(1) 財務に関する事項

[支出]

勤勉手当が過払いとなっていたもの

6月期の勤勉手当の支給に当たって、基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、勤勉手当を支給したことから116,524円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (文化振興課)

(2) 事務に関する事項

赤土等監視員の監視活動について

赤土等監視員の監視活動を見ると、監視のための勤務日数が少なかったり、監視報告の提出がないなど、監視活動が不十分であった。

今後は、各福祉保健所や関係市町村とも連携を図りながら監視活動を進めていく必要がある。 (環境保全課)

福祉保健部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

徴収に努力を要するもの

多額の収入未済を生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	収入未済額対前年度増減率
児童扶養手当過誤払い返還金	132,325,000円	95.3%	12.4% (青少年、児童家庭課)
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	266,661,835円	67.3%	4.0% (青少年、児童家庭課)
児童福祉施設負担金	157,586,356円	54.7%	8.6% (障害保健福祉課)

貸付金及び施設使用料の未収金の回収に努力を要するもの

看護師等修学資金貸付金元金収入の未収金は2,607,758円となっていて、前年度よりも増加しており、その回収に努力する必要がある。(医務福祉課)

厚生園施設使用料の未収金は1,896,371円となっていて、前年度よりも増加しており、その回収に努力する必要がある。(首里厚生園)

現金収納事務が適正でないもの

健康診断等の収納に際して発行される領収書の取扱いが不適正であり、また、現金出納簿が備えられていないものがあった。

なお、これらの事項については、指摘後、是正されている。(南部福祉保健所)

老人福祉施設入所負担金等の債権の管理が適正でないもの

老人福祉施設入所負担金及び知的障害者援護施設入所負担金の債権が時効により消滅しているにもかかわらず、毎年度繰越調定を行っており、収入未済として管理しているものがあった。(南部福祉保健所)

[支 出]

職員手当等が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったこと及び支給事務に習熟していなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後、是正されている。

住居手当の支給に当たって、住居届の確認を怠ったため、210,000円が過払いとなっていた。
(北部福祉保健所)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、育児休業等の除算期間を誤ったため、146,833円が過払いとなっていた。
(南部福祉保健所)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、育児休業等の除算期間を誤ったため、38,664円が過払いとなっていた。
(若夏学院)

12月期の期末手当の支給に当たって、病気休暇の除算期間を誤ったため、205,000円が不足払いとなっていた。
(石嶺児童園)

12月期の勤勉手当の支給に当たって、育児休業等の除算期間を誤ったため、49,246円が過払いとなっていた。
(総合精神保健福祉センター)

(2) 事務に関する事項

長期間経過した未収金の事務処理について改善を求めたもの

旧琉球政府の債権及び債務の処理に関する特別会計において、貸付金が未収となっている。これについては、時効等が成立しているものの、時効の援用が行えずに毎年度繰越調定してきたものである。不納欠損処理を行うことにより業務の改善を進める必要がある。

(北部福祉保健所)

母子寡婦福祉資金貸付金元利収入の収入未済額のうち時効が完成し、回収が見込めないものについては、債権放棄の手続きを行うことについて検討する必要がある。

(南部福祉保健所)

病院管理局

(1) 財務に関する事項

[収 入]

診療報酬請求事務について改善を要するもの(各病院共通事項)

平成14年度の診療報酬請求明細書について、診療報酬請求の審査機関から返戻されたものは、件数で7,811件、金額で739,294千円となっており、前年度よりも、それぞれ1,811件、177,515千円増加していた。診療報酬請求明細書のチェック体制を強化するなど、引き続き診療報酬請求事務の改善について努力する必要がある。

(病院管理局)

医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの(各病院共通事項)

平成14年度末における医業未収金(個人負担分)は、1,464,592千円となっており、前年度末より0.9%増加していた。未収金の発生防止及び回収について、なお一層の努力を要する。

(病院管理局)

医業未収金の管理が適正でないもの

過年度医業未収金のうち個人負担分を除く31,762千円について、債務者ごとの債権の把握がなされておらず、未収金の管理が適正でなかった。

(北部病院)

財産貸付け収益の調定が行われていないもの

院内食堂などの固定資産の貸付け料について、年度当初又は月毎に収入調定すべきものが行われていなかった。

(北部病院、那覇病院)

医師及び看護師の入居する職員住宅の入居料について、月毎に収入調定すべきものが行われていなかった。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。(北部病院、宮古病院)

医業収益について調定が行われていないもの

医業収益(入院及び外来)の個人負担分について、収益が発生した時に、又は一定期間分を取りまとめて収入調定すべきであるが、これが行われていなかった。

(北部病院)

現金の収納事務で改善を要するもの

診療所で収納した現金は、その日のうちに、または特別な理由がある場合には、その理由が終了したときに金融機関等に払い込むことになっているが、一部の診療所において金

融機関等への払い込みが遅れているものがあった。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (那覇病院、八重山病院)

[支 出]

職員手当等が過払いとなっていたもの

6月期の勤勉手当の支給に当たって、育児休業等の除算期間を誤ったため、58,717円が過払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (八重山病院)

[契 約]

契約書が作成されていないもの

診療材料の購入契約に当たり、契約書が作成されていないものがあった。

(南部病院)

(2) 事務に関する事項

医療機器の整備について留意を要するもの

関係法令の改正に伴って、酸化エチレンガス滅菌装置に使用されているエチレンガスの使用が規制の対象となったことから、病院においては同装置の代替機器の購入を行っているが、法令の改正後購入まで2ヶ年近くを要しているため、迅速な購入に努める必要があった。

(南部病院)

職員住宅の入居手続きが適正でないもの

医師住宅及び看護師住宅の入居に当たっては、入居希望者から入居承認申請書を徴するとともに、病院の入居審査委員会に諮ったうえで、入居承認書を交付することになっているが、これらの手続きが行われていないので改める必要がある。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (宮古病院)

農林水産部

(1) 財務に関する事項

〔 予 算 〕

予算の執行時期が適切でないもの

「県民の森」において使用する冷房機 1 基、542,430円及びキャンプ用テント 5 張り、303,450円について、年度当初には予算の執行が可能であったにもかかわらず、いずれも平成15年3月に執行していて、予算執行の時期を失っていた。

(北部林業事務所)

〔 収 入 〕

徴収に努力を要するもの

多額の収入未済を生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に 対する割合	収入未済額対 前年度増減率
家 畜 売 払 代	33,147,000 円	53.2%	0.0%
			(畜産課)
農業改良資金貸付金			
元 利 収 入	370,810,842 円	63.1%	20.5%
			(農政経済課)
沿岸漁業改善資金			
貸付金元利収入	80,091,000 円	36.5%	9.7%
			(水産課)
林業改善資金貸付金			
元 利 収 入	42,773,000 円	76.8%	7.9%
			(林務課)

国庫補助金の受入れが遅れていたもの

国庫補助金の交付申請が年度当初には可能であったにもかかわらず、平成15年2月に行ったため、国庫補助金の受け入れが平成15年4月1日になっていて相当期間遅れていた。

(営農推進課)

事業の進捗により、随時国庫補助金の概算払いの請求が可能であったにもかかわらず、これを行わずに精算払い請求を行ったため、国庫補助金の受け入れが相当期間遅れていた。

(漁港漁場課)

〔支 出〕

職員手当等が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給事務に習熟していなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後、是正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇による除算期間を誤ったため、81,769 円が過払いとなっていた。 (営農推進課)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、職員 A、B が基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、合計で104,149円が過払いとなっていた。

また、12月期の期末手当の支給に当たって、職員 B が基準日以前3ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず同手当を支給したため、170,781円が過払いとなっていた。 (水産課)

住居手当の支給に当たって、電算処理を誤ったため、138,000円が不足払いとなっていた。 (南部農業改良普及センター)

6月期及び12月期の期末手当の支給に当たって、病気休暇を除算期間の対象としたため、合計で252,107円が不足払いとなっていた。 (農業試験場)

12月期の期末手当の支給に当たって、病気休暇を除算期間の対象としたため、120,900円が不足払いとなっていた。 (林業試験場)

旅費が不足払いとなっていたもの

研修日額旅費を支給するに当たって、その支給区分を誤ったため、32,500円が不足払いとなっていた。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (農業試験場)

光熱水費が不経済な支出となっていたもの

電気料金の支払いに当たって、資金前渡の方法により行っているが、支払期日において、資金前渡職員の預金口座への振込額が不足したため、118,310円の遅収加算金を加算され、

不経済な支出となっていた。

(ミバ工対策事業所)

〔財 産〕

公用車両の利活用が図られていなかったもの

公用車両の年間稼働日数が少なく、その利活用が図られていないものが2台あった。

(農地水利課)

財産取得の手続きを行っていなかったもの

動物用焼却施設、取得価格28,836,000円を本庁(畜産課)で予算執行して平成14年7月31日に業者から引渡しを受けているが、本庁からの引継ぎ及び財産台帳への登録がなされていなかった。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。

(北部家畜保健衛生所)

(2) 事務に関する事項

貸付金の貸付審査等に当たって留意を要するもの

林業改善資金の貸付審査に当たって、事業の収支状況予測、返済能力、保証人の保証能力及び属性についての審査が不十分で、保証人に関して必要な書類を求めている状況にあった。また、長期滞納者の債務については、連帯保証人からの代位弁済を求める必要がある。

(林務課)

予算の執行率向上に留意する必要があるもの

「漁港建設費」の当年度予算額は前年度より減少しているにもかかわらず本課執行分の予算執行率も51.5%に留まり、前年度より16.2ポイントも低下している。このために、翌年度繰越額、不用額も大幅に増加している。

これは、事業開始するに当たっての関係者等との調整不足及び関係機関への許認可申請事務の遅れ等が主な要因と史料されるので、日常からの関係機関との連携の強化や事前準備の迅速化を図ること等、事務改善の必要がある。

(漁港漁場課)

生産物払下規程の見直しが必要なもの

現行の畜産生産物払下規程では、生産物の売り手側の県と買い手側の県民とが対等な関係になっておらず、取引の実情と乖離したものとなっているので、同規程の名称も含め、見直しを行う必要がある。

(畜産試験場)

商工労働部

(1) 財務に関する事項

[収 入]

徴収に努力を要するもの

多額の収入未済を生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	収入未済額対前年度増減率
小規模企業者等設備 導入資金貸付金元利収入	2,423,575,047円	61.9%	0.5%
			(経営金融課)
違約金及び延滞利息	67,904,058円	99.8%	0.2%
			(経営金融課)
自由貿易地域施設使用料	44,508,038円	28.1%	0.0%
			(企業立地推進課)

賃貸工場施設使用料の未収金の回収に努力を要するもの

沖縄県特別自由貿易地域内工場の使用料の未収金が、本年度分は12,000,000円、累計で13,893,333円となっており、前年度に比べ増加しているため、その回収に努力されたい。

(企業立地推進課)

[支 出]

補助事業の効果が不十分なもの

財団法人沖縄県産業振興公社が実施するトータル・クオリティー・マネージメント促進事業に対する補助は、事業費に比べ管理費が大きなウェートを占めているため、補助の効果が受益者に効果的に及ぶよう、補助対象経費の見直しの必要がある。

(経営金融課)

光熱水費が不経済支出となっていたもの

電気料金の支払いに当たって、資金前渡の方法により行っているが、支払期日において、資金前渡職員の預金口座への振込額が不足したため、14,106円の遅収加算金を加算され、不経済な支出となっていた。

(具志川職業能力開発校)

[契 約]

予定価格調書の作成が必要なもの

業務委託契約に当たり、予定価格調書の作成が必要であるのに、予定価格調書を作成していなかった。
(具志川職業能力開発校)

(2) 事務に関する事項

商工会及び商工会議所の監督を強化する必要があるもの

商工会等の団体の運営及び経営の健全化が確保されるよう、県の適切な監督が必要であるので、商工会法及び商工会議所法に基づき、定期的に検査等を実施する必要がある。

(経営金融課)

土木建築部

(1) 財務に関する事項

[予 算]

予算の執行時期が適切でないもの

沖縄県総合運動公園ほか6公園において使用するマットほか15品目、10,279,500円について、年度当初には予算の執行が可能であったにもかかわらず、いずれも平成15年2月以降に執行していて、予算執行の時期を失っていた。

(都市計画課)

[収 入]

徴収に努力を要するもの

多額の収入未済を生じているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	収入未済額対前年度増減率
県営住宅使用料	864,241,477円	16.0%	1.5%

(住宅課)

国庫補助金の受入れが遅れていたもの

公共県代行事業に係る地方道改修費国庫補助金について、平成15年1月末までの同事業費支出済額が345,233,455円で、その9割に相当する国庫補助金を概算払い請求することができたにもかかわらず、平成15年2月末までの請求額累計が85,372,475円にとどまっているなど、当該国庫補助金の受入れが相当期間遅れていた。

(道路維持課)

施設使用料の収入未済額の回収に努力を要するもの

宜野湾港施設使用料の収入未済額は1,204,570円となっていて、前年度よりも増加しており、その回収に努力する必要がある。 (中部土木事務所)

[財 産]

公有財産台帳に登載漏れとなっていたもの

新多良間空港が平成15年3月に竣工したが、同空港施設(滑走路、エプロン、ターミナルビル等)について、平成15年9月末現在、公有財産台帳に登載漏れとなっていた。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (空港課)

(2) 事務に関する事項

市町村が行う、水路等の法定外公共物国有財産の譲与申請の促進について

水路、普通河川、里道等の法定外公共物に係る国有財産については、地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(地方分権一括法)により、国有財産特別措置法の一部が改正され、当該国有財産が市町村に譲与されることができるようになり、平成12年4月1日から施行された。

当該国有財産の譲与申請の状況を見ると、平成15年1月末までの実績が、法施行日から約3年経過しようとしているのに計画全体の18%に過ぎず低調であった。

県は、当該申請の重要性に鑑み、申請の促進が図られるよう市町村に対し周知徹底を図る必要がある。 (用地課)

企業局

(1) 財務に関する事項

[財 産]

財産の管理が不適切なもの

昭和49年に、導水トンネルの工事用道路用地として取得した土地(3筆)を抵当権が設定されたままの状態管理している。

なお、この事項については、指摘後、抵当権抹消登記が完了している。

(久志浄水管理事務所)

(2) 事務に関する事項

産業廃棄物の処理に当たって留意を要するもの

使用済みの廃液や試薬類(産業廃棄物)は、当事務所内の廃液保管室で種別毎に保管し

た後、専門の業者にその処理を依頼しているが、保管中のものに、一部、不明薬品があり、業者に処理を委託する上で問題があるので、今後の管理に当たって留意する必要がある。

なお、この事項については、指摘後、是正されている。 (水質管理事務所)

完成した施設の利用が遅れているもの

我部祖河取水ポンプ場は、平成12年10月に完成しているが、監査日現在、まだ施設が活用されていないので、早期の本格稼働に向け努力していただきたい。

(配水管理課、経営計画課)

教育庁

(1) 財務に関する事項

[収入]

国庫補助金の受入れが遅れていたもの

平成14年度地方スポーツ振興費国庫補助金 8,843,000円の交付決定通知を平成14年8月29日に受けたが、平成15年4月1日に収入調定事務を行ったため、当該補助金の受入れが相当期間遅れていた。 (保健体育課)

[支出]

職員手当等が過払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給事務に習熟していなかったため、過払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後、是正されている。

12月期の勤勉手当の支給に当たって、職員A、Bが基準日以前6ヶ月以内の全期間にわたって勤務した日がないにもかかわらず、勤勉手当を支給したことから2名分で84,335円が過払いとなっていた。 (八重山高等学校)

6月期及び12月期の期末手当の支給に当たって、休職に係る在職期間の適用を誤ったため、合計で254,224円が過払いとなっていた。 (宮古農林高等学校)

6月期の勤勉手当の支給に当たって、病気休暇の期間を除算しなかったため、120,456円が過払いとなっていた。 (沖縄水産高等学校)

(2) 事務に関する事項

補助金交付事務処理に留意が必要なもの

平成14年度地方スポーツ振興費国庫補助金事務に係る一連の書類が編集整理されておらず、補助金申請から補助金交付決定、受入れまでの事務処理状況の把握が困難なものとなっていた。このことが、当該補助金の収入調定が相当期間遅延した要因となったと思われることから、事務処理について留意する必要がある。

なお、文書整理については、指摘後、改善されている。 (保健体育課)

職員の任用手続きについて

緊急雇用対策事業の実施に当たって、小学校低学年支援事業で24名、中学校教育補助者配置事業で33名採用されたが、管理者と採用確認は行われているものの、決裁手続きがないまま任用通知書が交付されていた。また、初任者研修非常勤講師約20名についても同様に不適正な事務処理となっていた。 (那覇教育事務所)

教職員住宅への入居手続きについて

教職員住宅入居承認に係る事務決裁手続きがないまま承認書が作成され、また、承認書が入居者へ交付されたか不明であった。

入居手続きに当たっては、沖縄県公舎管理規則及び沖縄県教職員住宅貸付規程に沿って、事務処理を適正に行う必要がある。

なお、平成15年度入居者については、事務改善がなされている。

(八重山教育事務所)

巡回相談員の業務改善を要するもの

不登校等、学校不適応児童生徒や父母の相談を行う相談員の業務実態をみると、月々の活動計画が定められておらず、月毎の業務日誌も相談者毎の状況を把握するには不十分なものとなっていた。

相談事業に当たって、計画的な実施と相談状況が的確に把握できるよう事務改善を求めた。なお、指摘後、実施計画書が作成され、業務日誌についても改善されている。

(八重山教育事務所)

学校図書館の図書の貸出について

学校図書館の図書の貸出状況をみると、図書の返却が3ヶ月から1年3ヶ月と長期間遅延しているものが平成15年1月30日現在で相当数あった。

図書館利用規程に定める返却期限について十分周知させる必要がある。

なお、返却が遅延していた図書は、督促指導によりすべて返却されている。

(向陽高等学校)

警察本部

(1) 財務に関する事項

[支出]

職員手当等が過不足払いとなっていたもの

職員手当等を支給するに当たって、支給要件等の調査、確認が十分でなかったため、過不足払いとなっていたものが次のとおりあった。

なお、これらの事項については、指摘後、是正されている。

通勤手当の支給に当たって、通勤距離の認定を誤ったため、41,600円が過払いとなっていた。さらに、支給要件を誤ったため、45,000円が不足払いとなっていた。

(宜野湾警察署)

住居手当を支給するに当たって、支給開始時期の認定を誤ったため、46,000円が不足払いとなっていた。

(宜野湾警察署)

(2) 事務に関する事項

未利用施設及び土地の利用促進について

那覇署待機宿舎については、老朽狭隘等の理由から平成10年8月から入居者がいない状態が続いている。財産管理上適正を欠くので、今後の施設の利用方法について検討する必要がある。

(厚生課)